

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案新旧対照表 目次

一	自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）	1
二	自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）	39
三	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）	53
四	鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）	54
五	自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）	55
六	地価税法（平成三年法律第六十九号）	56
七	景観法（平成十六年法律第百十号）	57
八	行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十一年法律第 号）	59

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案新旧対照条文
 ◎自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条）</p> <p>第二章 国立公園及び国定公園</p> <p>第一節 指定（第五条・第六条）</p> <p>第二節 公園計画（第七条・第八条）</p> <p>第三節 公園事業（第九条―第十九条）</p> <p>第四節 保護及び利用（第二十条―第三十七条）</p> <p>第五節 生態系維持回復事業（第三十八条―第四十二条）</p> <p>第六節 風景地保護協定（第四十三条―第四十八条）</p> <p>第七節 公園管理団体（第四十九条―第五十四条）</p> <p>第八節 費用（第五十五条―第六十一条）</p> <p>第九節 雑則（第六十二条―第七十一条）</p> <p>第三章 都道府県立自然公園（第七十二条―第八十一条）</p> <p>第四章 罰則（第八十二条―第九十条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条）</p> <p>第二章 国立公園及び国定公園</p> <p>第一節 指定（第五条・第六条）</p> <p>第二節 公園計画及び公園事業（第七条―第十二条）</p> <p>第三節 保護及び利用（第十三条―第三十条）</p> <p>第四節 風景地保護協定（第三十一条―第三十六条）</p> <p>第五節 公園管理団体（第三十七条―第四十二条）</p> <p>第六節 費用（第四十三条―第四十九条）</p> <p>第七節 雑則（第五十条―第五十八条）</p> <p>第三章 都道府県立自然公園（第五十九条―第六十八条）</p> <p>第四章 罰則（第六十九条―第七十六条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もつて国民の保健、休養及び教化に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ</p>

れ当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 国立公園 我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地(海域の景観地を含む。次章第六節及び第七十四条を除き、以下同じ。)であつて、環境大臣が第五条第一項の規定により指定するものをいう。

三 (略)

四 都道府県立自然公園 優れた自然の風景地であつて、都道府県が第七十二条の規定により指定するものをいう。

五 公園計画 国立公園又は国定公園の保護又は利用のための規制又は事業に関する計画をいう。

六 (略)

七 生態系維持回復事業 公園計画に基づいて行う事業であつて、国立公園又は国定公園における生態系の維持又は回復を図るものをいう。

第二節 公園計画

(公園計画の決定)

第七条 (略)

2 | (略)

3 | 環境大臣は、公園計画を決定したときは、その概要を官報で公示し、かつ、その公園計画を一般の閲覧に供しなければならない。

れ当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 国立公園 我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地(海中の景観地を含む。第二章第四節及び第六十一条を除き、以下同じ。)であつて、環境大臣が第五条第一項の規定により指定するものをいう。

三 (略)

四 都道府県立自然公園 優れた自然の風景地であつて、都道府県が第五十九条の規定により指定するものをいう。

五 公園計画 国立公園又は国定公園の保護又は利用のための規制又は施設に関する計画をいう。

六 (略)

第二節 公園計画及び公園事業

(公園計画及び公園事業の決定)

第七条 (略)

2 | 国立公園に関する公園事業は、環境大臣が、審議会の意見を聴いて決定する。

3 | (略)

4 | 国定公園に関する公園事業は、都道府県知事が決定する。

5 | 環境大臣は、公園計画又は公園事業を決定したときは、その概要を公示しなければならない。

6 | 都道府県知事は、公園事業を決定したときは、その概要を公示しなければならない。

(公園計画の廃止及び変更)
第八条 (略)

- 2| (略)
- 3| 前条第三項の規定は、環境大臣が公園計画を廃止し、又は変更したときについて準用する。

第三節 公園事業

(公園事業の決定)

- 第九条 国立公園に関する公園事業（以下「国立公園事業」という。）は、環境大臣が、審議会の意見を聴いて決定する。
- 2| 国立公園に関する公園事業（以下「国立公園事業」という。）は、都道府県知事が決定する。
- 3| 環境大臣は、国立公園事業を決定したときは、その概要を公示しなければならない。
- 4| 都道府県知事は、国立公園事業を決定したときは、その概要を公示しなければならない。
- 5| 第一項及び第三項の規定は環境大臣が行う国立公園事業の廃止又は変更について、前項の規定は都道府県知事が行う国立公園事業の廃止又は変更について準用する。

(国立公園事業の執行)

- 第十条 国立公園事業は、国が執行する。
- 2 地方公共団体及び政令で定めるその他の公共団体（以下「公共団

(公園計画及び公園事業の廃止及び変更)
第八条 (略)

- 2| 環境大臣は、国立公園に関する公園事業を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。
- 3| (略)
- 4| 前条第五項の規定は環境大臣が公園計画又は公園事業を廃止し、又は変更したときについて、同条第六項の規定は都道府県知事が公園事業を廃止し、又は変更したときについて準用する。

(国立公園の公園事業の執行)

- 第九条 国立公園に関する公園事業は、国が執行する。
- 2 地方公共団体及び政令で定めるその他の公共団体（以下「公共団

- 「体」という。)は、環境省令で定めるところにより、環境大臣に協議し、その同意を得て、国立公園事業の一部を執行することができる。
- 3 国及び公共団体以外の者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣の認可を受けて、国立公園事業の一部を執行することができる。
- 4 第二項の同意を得ようとする者又は前項の認可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 第二条第六号に規定する政令で定める施設(以下この条において「公園施設」という。)の種類
- 三 公園施設の位置
- 四 公園施設の規模
- 五 公園施設の管理又は経営の方法
- 六 前各号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項
- 5 前項の申請書には、公園施設の位置を示す図面その他の環境省令で定める書類を添付しなければならない。
- 6 第二項の同意を得た者又は第三項の認可を受けた者(以下「国立公園事業者」という。)は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、公共団体にあつては環境大臣に協議し、その同意を得なければならない、国及び公共団体以外の者にあつては環境大臣の認可を受けなければならない。ただし、環境省令で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 7 前項の同意を得ようとする者又は同項の認可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

- 「体」という。)は、環境大臣に協議し、その同意を得て、国立公園に関する公園事業の一部を執行することができる。
- 3 国及び公共団体以外の者は、環境大臣の認可を受けて、国立公園に関する公園事業の一部を執行することができる。

8 第五項の規定は、前項の申請書について準用する。

9 国立公園事業者は、第六項ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならぬ。

10 第三項又は第六項の認可には、国立公園の保護又は利用のために必要な限度において、条件を付することができる。

(改善命令)

第十一条 環境大臣は、国立公園事業の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、前条第三項の認可を受けた者に対し、当該国立公園事業に係る施設の改善その他の当該国立公園事業の執行を改善するために必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

(承継)

第十二条 国立公園事業者である法人が合併（国立公園事業者である法人と国立公園事業者でない法人の合併であつて、国立公園事業者である法人が存続するものを除く。）又は分割（その国立公園事業者の全部を承継させるものに限る。）をした場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその国立公園事業の全部を承継する法人（以下この項において「合併法人等」という。）が公共団体である場合にあつては環境大臣に協議し、その同意を得たとき、合併法人等が国及び公共団体以外の法人である場合にあつては環境大臣の承認を受けたときは、当該合併法人等は、当該国立公園事業者の地位を承継する。

2 国立公園事業者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意によりその国立公園事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。）がその国立公園事業を引き続き行おうとするときは、その

相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に環境大臣に申請して、その承認を受けなければならない。

3 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第十条第三項の認可は、その相続人に対してしたものとみなす。

4 第二項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る国立公園事業者の地位を承継する。

(国立公園事業の休廃止)

第十三条 国立公園事業者は、国立公園事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

(認可の失効及び取消し等)

第十四条 国立公園事業として行う事業が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合において、その処分が取り消されたとき、その他その効力が失われたときは、当該事業に係る第十条第二項の同意又は同条第三項の認可は、その効力を失う。

2 前項の規定により第十条第二項の同意又は同条第三項の認可が失効したときは、当該同意又は認可が失効した者は、その日から三十日以内に、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

3 環境大臣は、第十条第三項の認可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認可を取り消すことができる。

- 一 第十条第六項若しくは第九項又は前条の規定に違反したとき。
- 二 第十条第十項の規定により同条第三項又は第六項の認可に付された条件に違反したとき。

- 三 第十一条の規定による命令に違反したとき。
- 四 偽りその他不正の手段により第十条第三項又は第六項の認可を受けたとき。

(原状回復命令等)

第十五条 環境大臣は、第十条第三項の認可を受けた者がその国立公園事業を廃止した場合、同項の認可が失効した場合又は同項の認可を取り消した場合において、国立公園の保護のために必要があると認めるときは、当該廃止した者、当該認可が失効した者又は当該認可を取り消された者に対して、相当の期限を定めて、その保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

- 2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下この条において「原状回復等」という。)を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、環境大臣は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、環境大臣又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(国定公園事業の執行)

第十六条 国定公園事業は、都道府県が執行する。ただし、道路法(

(国定公園の公園事業の執行)

第十条 国定公園に関する公園事業は、都道府県が執行する。ただし

昭和二十七年法律第八十号)その他の法律の定めるところにより、国が道路に係る事業その他の事業を執行することを妨げない。

2 都道府県以外の公共団体は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に協議し、その同意を得て、国定公園事業の一部を執行することができる。

3 国及び公共団体以外の者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて、国定公園事業の一部を執行することができる。

4 第十条第四項及び第五項並びに第十四条第一項及び第二項の規定は第二項の同意及び前項の認可について、第十条第六項から第九項まで、第十二条第一項及び第十三条の規定は第二項の同意を得た者について、第十条第六項から第十項まで、第十一条から第十三条まで、第十四条第三項及び前条の規定は前項の認可を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「環境大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第十条第十項中「国立公園」とあるのは「国定公園」と、第十一条、第十四条第一項及び前条第一項中「国立公園事業」とあるのは「国定公園事業」と、第十二条第一項及び第二項中「その国立公園事業」とあるのは「その国定公園事業」と、同条第一項中「公共団体である」とあるのは「都道府県以外の公共団体である」と、第十三条中「国立公園事業の」とあるのは「国定公園事業の」と、前条第一項中「国立公園の」とあるのは「国定公園の」と読み替えるものとする。

(報告徴収及び立入検査)

第十七条 環境大臣は第十条第三項の認可を受けた者に対し、都道府県知事は前条第三項の認可を受けた者に対し、この節の規定の施行に必要な限度において、その国立公園事業若しくは国定公園事業の

、道路法(昭和二十七年法律第八十号)その他の法律の定めるところにより、国が道路に係る事業その他の事業を執行することを妨げない。

2 都道府県以外の公共団体は、都道府県知事に協議し、その同意を得て、国定公園に関する公園事業の一部を執行することができる。

3 国及び公共団体以外の者は、都道府県知事の認可を受けて、国定公園に関する公園事業の一部を執行することができる。

執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その国立公園事業若しくは国定公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(政令への委任)

第十八条 この節に定めるもののほか、公園事業の執行に必要な事項は、政令で定める。

第十九条 (略)

第四節 保護及び利用

(特別地域)

第二十条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域(海域を除く。)内に、特別地域を指定することができる。

2 (略)

(協議の手續等)

第十一条 第九条第二項及び前条第二項の規定による協議並びに第九条第三項及び前条第三項の認可の手續並びに第九条第二項及び前条第二項の同意を得て又は当該認可を受けて行う公園事業の執行に關して必要な事項は、政令で定める。

第十二条 (略)

第三節 保護及び利用

(特別地域)

第十三条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域(海面を除く。)内に、特別地域を指定することができる。

2 (略)

3 特別地域（特別保護地区を除く。以下この条において同じ。）内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第三号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。

一・二 (略)

三 環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷すること。

四〇十一 (略)

十二 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

十三 山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

十四 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

十五〇十八 (略)

4・5 (略)

6 第三項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に当該行為に着手している者は、同項の規定にか

3 特別地域（特別保護地区を除く。以下この条において同じ。）内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、当該特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際に着手していた行為（第五号に掲げる行為を除く。）若しくは同号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際に着手していた同号に掲げる行為若しくは第七号に規定する物が指定された際に着手していた同号に掲げる行為又は非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。

一・二 (略)

三〇十 (略)

十一 山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するもの（以下この号において「指定動物」という。）を捕獲し、若しくは殺傷し、又は指定動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

十二〇十五 (略)

4・5 (略)

6 特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際当該特別地域内において第三項各号に掲げる行為（同項第五号に掲げる行為

かわらず、引き続き当該行為をすることができ。この場合において、その者は、その規制されることとなつた日から起算して三月以内に、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

7 (略)

8 特別地域内において木竹の植栽又は家畜の放牧(第三項第十二号又は第十四号に掲げる行為に該当するものを除く。)をしようとする者は、あらかじめ、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

9 次に掲げる行為については、第三項及び前三項の規定は、適用しない。

一 (略)

二 認定生態系維持回復事業等(第三十九条第一項又は第四十一条第一項の規定により行われる生態系維持回復事業及び第三十九条第二項若しくは第四十一条第二項の確認又は第三十九条第三項若しくは第四十一条第三項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。以下同じ。)として行う行為

三 第四十三条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うもの

四 (略)

(特別保護地区)

第二十一条 (略)

2 (略)

3 特別保護地区内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園

を除く。)又は同項第五号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際同号に規定する区域内において同号に掲げる行為若しくは同項第七号に規定する物が指定された際同号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して三月以内に、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

7 (略)

8 特別地域内において木竹を植栽し、又は家畜を放牧しようとする者は、あらかじめ、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

9 次に掲げる行為については、第三項及び前三項の規定は、適用しない。

一 (略)

二 第三十一条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うもの

三 (略)

(特別保護地区)

第十四条 (略)

2 (略)

3 特別保護地区内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園

にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。

一 前条第三項第一号、第二号、第四号から第七号まで、第九号、第十号、第十五号及び第十六号に掲げる行為

二・三 (略)

四 動物を放つこと(家畜の放牧を含む)。

五・七 (略)

八 木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。

九・十一 (略)

4・5 (略)

6 第三項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に当該行為に着手している者は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができ。この場合において、その者は、その規制されることとなつた日から起算して三月以内に、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

7 (略)

8 次に掲げる行為については、第三項及び前二項の規定は、適用しない。

一 (略)

二 認定生態系維持回復事業等として行う行為

三 第四十三条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基

にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、当該特別保護地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際既に着手していた行為(前条第三項第五号に掲げる行為を除く。)若しくは同号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際既に着手していた同号に掲げる行為又は非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。

一 前条第三項第一号から第六号まで、第八号、第九号、第十二号及び第十三号に掲げる行為

二・三 (略)

四 家畜を放牧すること。

五・七 (略)

八・十 (略)

4・5

6 特別保護地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際当該特別保護地区内において第三項各号に掲げる行為(前条第三項第五号に掲げる行為を除く。)又は同条第三項第五号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際同号に規定する区域内において同号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して三月以内に、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

7 (略)

8 次に掲げる行為については、第三項及び前二項の規定は、適用しない。

一 (略)

二 第三十一条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基

- づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うもの
- 四 (略)

(海域公園地区)

第二十二條 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の海域の景観を維持するため、公園計画に基づいて、その区域の海域内に、海域公園地区を指定することができる。

2 第五条第三項及び第四項の規定は、海域公園地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。この場合において、同条第三項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣又は都道府県知事」と、「官報」とあるのは「それぞれ官報又は都道府県の公報」と読み替えるものとする。

3 海域公園地区内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第一号、第四号、第五号及び第七号に掲げる行為で漁具の設置その他漁業を行うために必要とされるものは、この限りでない。

- 一 第二十条第三項第一号、第四号及び第七号に掲げる行為
- 二 環境大臣が指定する区域内において、熱帯魚、さんご、海藻その他の動植物で、当該区域ごとに環境大臣が農林水産大臣の同意を得て指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷すること。
- 三 海面を埋め立て、又は干拓すること。
- 四 海底の形状を変更すること。
- 五 物を係留すること。

- づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うもの
- 三 (略)

- 六 汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。
- 七 環境大臣が指定する区域内において当該区域ごとに指定する期間内に動力船を使用すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、海城公園地区における景観の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの
- 4 環境大臣又は都道府県知事は、前項各号に掲げる行為で環境省令で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。
- 5 都道府県知事は、国定公園について第三項の許可をしようとする場合において、当該許可に係る行為が当該国定公園の海域の景観に及ぼす影響その他の事情を考慮して環境省令で定める行為に該当するときは、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 6 第三項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に当該行為に着手している者は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができ。この場合において、その者は、その規制されることとなつた日から起算して三月以内に、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
- 7 海城公園地区内において非常災害のために必要な応急措置として第三項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
- 8 次に掲げる行為については、第三項及び前二項の規定は、適用しない。
 - 一 公園事業の執行として行う行為
 - 二 認定生態系維持回復事業等として行う行為
 - 三 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの

(利用調整地区)

第二十三条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風致又は景観の維持とその適正な利用を図るため、特に必要があるときは、公園計画に基づいて、特別地域又は海域公園地区内に利用調整地区を指定することができる。

2 (略)

3 何人も、環境大臣が定める期間内は、次条第一項又は第七項の認定を受けてする立入りに該当する場合を除き、利用調整地区の区域内に立ち入ってはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一 第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは前条第三項の許可を受けた行為(第六十八条第一項後段の規定による協議に係る行為を含む。)又は第二十条第六項後段若しくは第八項、第二十一条第六項後段若しくは前条第六項後段の届出をした行為(第六十八条第三項の規定による通知に係る行為を含む。)を行うために立ち入る場合

二・三 (略)

四 認定生態系維持回復事業等を行うために立ち入る場合

五 第四十三条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うものを行うために立ち入る場合

六・七 (略)

(立入りの認定)

第二十四条 国立公園又は国定公園の利用者は、利用調整地区の区域内へ前条第三項に規定する期間内に立ち入ろうとするときは、次の

(利用調整地区)

第十五条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風致又は景観の維持とその適正な利用を図るため、特に必要があるときは、公園計画に基づいて、特別地域内に利用調整地区を指定することができる。

2 (略)

3 何人も、環境大臣が定める期間内は、次条第一項の認定を受けてする立入りに該当する場合を除き、利用調整地区の区域内に立ち入ってはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一 第十三条第三項若しくは前条第三項の許可を受けた行為(第五十六条第一項後段の規定による協議に係る行為を含む。)又は第十三条第六項若しくは第八項若しくは前条第六項の届出をした行為(第五十六条第三項の規定による通知に係る行為を含む。)を行うために立ち入る場合

二・三 (略)

四 第三十一条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うものを行うために立ち入る場合

五・六 (略)

(立入りの認定)

第十六条 国立公園又は国定公園の利用者は、利用調整地区の区域内へ前条第三項に規定する期間内に立ち入ろうとするときは、次の各

各号のいずれにも適合していることについて、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の認定を受けなければならぬ。ただし、第七項の認定を受けて立ち入る場合は、この限りでない。

一・二 (略)

2～6 (略)

7 国立公園又は国定公園の利用者であつて環境省令で定める要件に適合する者は、その監督の下に、他の利用者を利用調整地区の区域内へ前条第三項に規定する期間内に立ち入らせようとするときは、その者及びその者の監督の下に立ち入る者の立入りが第一項各号のいずれにも適合していることについて、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の認定を受けることができる。

8 第二項から第六項までの規定は、前項の認定について準用する。この場合において、第五項中「亡失」とあるのは「その者若しくはその者の監督の下に立ち入る者が亡失」と、第六項中「受け取った者」とあるのは「受け取った者及びその者の監督の下に立ち入る者」と読み替えるものとする。

(指定認定機関)

第二十五条 (略)

2 指定認定機関の指定(以下この条から第二十九条までにおいて単に「指定」という。)は、認定関係事務を行おうとする者の申請により行う。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。
い。

一～三 (略)

四 第二十九条第二項又は第三項の規定により指定を取り消され、

号のいずれにも適合していることについて、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の認定を受けなければならぬ。

一・二 (略)

2～6 (略)

2 指定認定機関の指定(以下第二十一条までにおいて単に「指定」という。)は、認定関係事務を行おうとする者の申請により行う。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。
い。

一～三 (略)

四 第二十一条第二項又は第三項の規定により指定を取り消され、

その取消しの日から起算して二年を経過しない者

五 (略)

4・5 (略)

6 指定認定機関がその認定関係事務を行う場合における前条の規定の適用については、同条第一項及び第七項中「国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事」とあり、同条第二項及び第五項（これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。）中「国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事」とあり、並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。）中「環境大臣又は都道府県知事」とあるのは、「指定認定機関」とする。

第二十六条 (略)

(指定認定機関の遵守事項)

第二十七条 (略)

2・5 (略)

6 環境大臣若しくは都道府県知事が前項の規定により認定関係事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定認定機関が第四項の許可を受けてその認定関係事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は環境大臣若しくは都道府県知事が第二十九条第二項若しくは第三項の規定により指定を取り消した場合における認定関係事務の引継ぎその他の必要な事項は、環境省令で定める。

第二十八条 (略)

(指定認定機関に対する監督命令等)

第二十九条 環境大臣又は都道府県知事は、第二十四条から第三十一

その取消しの日から起算して二年を経過しない者

五 (略)

4・5 (略)

6 指定認定機関がその認定関係事務を行う場合における前条の規定の適用については、同条第一項中「国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事」とあり、同条第二項及び第五項中「国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事」とあり、並びに同条第三項及び第四項中「環境大臣又は都道府県知事」とあるのは、「指定認定機関」とする。

第十八条 (略)

(指定認定機関の遵守事項)

第十九条 (略)

2・5 (略)

6 環境大臣若しくは都道府県知事が前項の規定により認定関係事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定認定機関が第四項の許可を受けてその認定関係事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は環境大臣若しくは都道府県知事が第二十一条第二項若しくは第三項の規定により指定を取り消した場合における認定関係事務の引継ぎその他の必要な事項は、環境省令で定める。

第二十条 (略)

(指定認定機関に対する監督命令等)

第二十一条 環境大臣又は都道府県知事は、第十六条から第二十三条

<p>条までの規定の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、認定関係事務に関し監督上必要な命令をすることができる。</p> <p>2 環境大臣又は都道府県知事は、指定認定機関が第二十五条第三項各号（第四号を除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、指定を取り消さなければならない。</p> <p>3 環境大臣又は都道府県知事は、指定認定機関が第二十七条の規定に違反したとき、同条第一項の規程によらないでその認定関係事務を実施したとき、第一項の規定による命令に違反したとき、その他その認定関係事務を適正かつ確実に実施することができないと認めるときは、指定を取り消すことができる。</p> <p>4 第二十五条第五項の規定は、前二項の規定による指定の取消しについて準用する。</p>	<p>条までの規定の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、認定関係事務に関し監督上必要な命令をすることができる。</p> <p>2 環境大臣又は都道府県知事は、指定認定機関が第十七条第三項各号（第四号を除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、指定を取り消さなければならない。</p> <p>3 環境大臣又は都道府県知事は、指定認定機関が第十九条の規定に違反したとき、同条第一項の規程によらないでその認定関係事務を実施したとき、第一項の規定による命令に違反したとき、その他その認定関係事務を適正かつ確実に実施することができないと認めるときは、指定を取り消すことができる。</p> <p>4 第十七条第五項の規定は、前二項の規定による指定の取消しについて準用する。</p>
<p>（報告徴収及び立入検査）</p> <p>第三十条 環境大臣又は都道府県知事は、第二十四条から次条までの規定の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、その認定関係事務に関し報告を求め、又はその職員に、指定認定機関の事務所に立ち入り、指定認定機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>（報告徴収及び立入検査）</p> <p>第二十二條 環境大臣又は都道府県知事は、第十六条から第二十三条までの規定の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、その認定関係事務に関し報告を求め、又はその職員に、指定認定機関の事務所に立ち入り、指定認定機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>（手数料）</p> <p>第三十一条 国立公園については第二十四条第一項若しくは第七項の認定又は同条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）の立入認定証の再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手料を国（指定認定機関が認定関係事務を行う場合にあっては、指定認定機関）に納めなければならない。</p> <p>2 都道府県は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百</p>	<p>（手数料）</p> <p>第二十三条 国立公園については第十六条第一項の認定又は同条第五項の立入認定証の再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手料を国（指定認定機関が認定関係事務を行う場合にあっては、指定認定機関）に納めなければならない。</p> <p>2 都道府県は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百</p>

第二十七条の規定に基づき第二十四条第一項若しくは第七項の認定又は同条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）の立入認定証の再交付に係る手数料を徴収する場合においては、第二十五条の規定により指定認定機関が行う認定又は立入認定証の再交付を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該指定認定機関に納めさせることができる。

3
(略)

第二十七条の規定に基づき第十六条第一項の認定又は同条第五項の立入認定証の再交付に係る手数料を徴収する場合においては、第十七条の規定により指定認定機関が行う認定又は立入認定証の再交付を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該指定認定機関に納めさせることができる。

3
(略)

(海中公園地区)

第二十四条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の海中の景観を維持するため、公園計画に基づいて、その区域の海面内に、海中公園地区を指定することができる。

2 | 第五条第三項及び第四項の規定は、海中公園地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。この場合において、同条第三項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣又は都道府県知事」と、「官報」とあるのは「それぞれ官報又は都道府県の公報」と読み替えるものとする。

3 | 海中公園地区内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、当該海中公園地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際既に着手していた行為、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第一号、第四号及び第五号に掲げる行為で漁具の設置その他漁業を行うために必要とされるものは、この限りでない。

- 一 | 第十三条第三項第一号、第三号及び第六号に掲げる行為
- 二 | 熱帯魚、さんご、海藻その他これらに類する動植物で、国立公園又は国定公園ごとに環境大臣が農林水産大臣の同意を得て指定

- するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷すること。
- 三 海面を埋め立て、又は干拓すること。
- 四 海底の形状を変更すること。
- 五 物を係留すること。
- 六 汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。
- 4 環境大臣又は都道府県知事は、前項各号に掲げる行為で環境省令で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。
- 5 都道府県知事は、国定公園について第三項の許可をしようとする場合において、当該許可に係る行為が当該国定公園の海中の景観に及ぼす影響その他の事情を考慮して環境省令で定める行為に該当するときは、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 6 海中公園地区が指定され、又はその区域が拡張された際当該海中公園地区内において第三項各号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して三月以内に、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
- 7 海中公園地区内において非常災害のために必要な応急措置として第三項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
- 8 次に掲げる行為については、第三項及び前二項の規定は、適用しない。
- 一 公園事業の執行として行う行為
- 二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの

(条件)

第三十二条 第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項及び第二十三条第三項第七号の許可には、国立公園又は国定公園の風致又は景観を保護するために必要な限度において、条件を付することができる。

(普通地域)

第三十三条 国立公園又は国定公園の区域のうち特別地域及び海城公園地区に含まれない区域(以下「普通地域」という。)内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国立公園にあつては環境大臣に対し、国定公園にあつては都道府県知事に対し、環境省令で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を届け出なければならない。ただし、第一号、第三号、第五号及び第七号に掲げる行為で海城内において漁具の設置その他漁業を行うために必要とされるものをしようとする者は、この限りでない。

一〜四 (略)

五 鉤物を掘採し、又は土石を採取すること(海城内においては、海城公園地区の周辺一キロメートルの当該海城公園地区に接続する海城内においてする場合に限る。)

六 (略)

七 海底の形状を変更すること(海城公園地区の周辺一キロメートルの当該海城公園地区に接続する海城内においてする場合に限る。)

2〜6 (略)

7 次の各号に掲げる行為については、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

一 (略)

(条件)

第二十五条 第十三条第三項、第十四条第三項、第十五条第三項第六号及び前条第三項の許可には、国立公園又は国定公園の風致又は景観を保護するために必要な限度において、条件を付することができる。

(普通地域)

第二十六条 国立公園又は国定公園の区域のうち特別地域及び海中公園地区に含まれない区域(以下「普通地域」という。)内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国立公園にあつては環境大臣に対し、国定公園にあつては都道府県知事に対し、環境省令で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を届け出なければならない。ただし、第一号、第三号、第五号及び第七号に掲げる行為で海面内において漁具の設置その他漁業を行うために必要とされるものをしようとする者は、この限りでない。

一〜四 (略)

五 鉤物を掘採し、又は土石を採取すること(海面内においては、海中公園地区の周辺一キロメートルの当該海中公園地区に接続する海面内においてする場合に限る。)

六 (略)

七 海底の形状を変更すること(海中公園地区の周辺一キロメートルの当該海中公園地区に接続する海面内においてする場合に限る。)

2〜6 (略)

7 次の各号に掲げる行為については、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

一 (略)

二 認定生態系維持回復事業等として行う行為

三 第四十三条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うもの

四 (略)

五 国立公園、国定公園若しくは海城公園地区が指定され、又はその区域が拡張された際既に着手していた行為

六 (略)

(中止命令等)

第三十四条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の保護のために必要があると認めるときは、第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項若しくは第二十三条第三項の規定、第三十二条の規定により許可に付された条件又は前条第二項の規定による処分を違反した者に対して、その保護のために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、環境大臣又は都道府県知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限ま

二 第三十一条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うもの

三 (略)

四 国立公園、国定公園若しくは海中公園地区が指定され、又はその区域が拡張された際既に着手していた行為

五 (略)

(中止命令等)

第二十七条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の保護のために必要があると認めるときは、第十三条第三項、第十四条第三項、第十五条第三項若しくは第二十四条第三項の規定、第二十五条の規定により許可に付せられた条件又は前条第二項の規定による処分を違反した者に対して、その保護のために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、環境大臣又は都道府県知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回

で当該原状回復等を行わないときは、環境大臣若しくは都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第三十五条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の保護のために必要があるときは、第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項若しくは第二十三条第三項第七号の規定による許可を受けた者又は第三十三条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項、第二十三条第三項第七号、第三十三条第二項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、当該公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第二十条第三項各号、第二十一条第三項各号、第二十二条第三項各号、第二十三条第三項第七号若しくは第三十三条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 (略)

復等を行わないときは、環境大臣若しくは都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(報告の徴収及び立入検査)

第二十八条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の保護のために必要があるときは、第十三条第三項、第十四条第三項、第十五条第三項第六号若しくは第二十四条第三項の規定による許可を受けた者又は第二十六条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、第十三条第三項、第十四条第三項、第十五条第三項第六号、第二十四条第三項、第二十六条第二項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員をして、当該公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、又は第十三条第三項各号、第十四条第三項各号、第十五条第三項第六号、第二十四条第三項各号若しくは第二十六条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 (略)

第三十六条 (略)

(利用のための規制)

第三十七条 国立公園又は国定公園の特別地域、海城公園地区又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一・二 (略)

2 国又は都道府県の当該職員は、特別地域、海城公園地区又は集団施設地区内において前項第二号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第五節 生態系維持回復事業

(生態系維持回復事業計画)

第三十八条 環境大臣及び生態系維持回復事業を行おうとする国の機関の長(以下この条において「環境大臣等」という。)は、国立公園における生態系維持回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、公園計画に基づき、審議会の意見を聴いて、国立公園における生態系維持回復事業に関する計画(以下「生態系維持回復事業計画」という。)を定めるものとする。

2 都道府県知事は、国定公園における生態系維持回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、公園計画に基づき、国定公園における生態系維持回復事業計画を定めることができる。

3 生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 生態系維持回復事業の目標

第二十九条 (略)

(利用のための規制)

第三十条 国立公園又は国定公園の特別地域、海中公園地区又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一・二 (略)

2 国又は都道府県の当該職員は、特別地域、海中公園地区又は集団施設地区内において前項第二号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

二 生態系維持回復事業を行う区域

三 生態系維持回復事業の内容

四 前三号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

4 環境大臣等又は都道府県知事は、生態系維持回復事業計画を定めるときは、その概要を公示しなければならない。

5 環境大臣等は、生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

6 第四項の規定は、環境大臣等又は都道府県知事が生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更したときについて準用する。

(国立公園における生態系維持回復事業)

第三十九条 国は、国立公園内の自然の風景地の保護のため生態系の維持又は回復を図る必要があるときは、国立公園における生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行うものとする。

2 地方公共団体は、環境省令で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について国立公園における生態系維持回復事業計画に適合する旨の環境大臣の確認を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。

3 国及び地方公共団体以外の者は、環境省令で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が国立公園における生態系維持回復事業計画に適合する旨の環境大臣の確認を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。

4 第二項の確認又は前項の確認を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣

に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 生態系維持回復事業を行う区域

三 生態系維持回復事業の内容

四 前三号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項

5 前項の申請書には、生態系維持回復事業を行う区域を示す図面その他の環境省令で定める書類を添付しなければならない。

6 第二項の確認又は第三項の確認を受けた者は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、地方公共団体にあつては環境大臣の確認を、国及び地方公共団体以外の者にあつては環境大臣の確認を受けなければならない。ただし、環境省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

7 前項の確認又は同項の確認を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

8 第五項の規定は、前項の申請書について準用する。

9 第二項の確認又は第三項の確認を受けた者は、第六項ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第四十条 環境大臣は、前条第三項の確認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の確認を取り消すことができる。

一 国立公園における生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行つていないと認めるとき。

二 その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うことができなくなつたと認めるとき。

三 前条第六項又は第九項の規定に違反したとき。

四 第四十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 偽りその他の不正の手段により前条第三項又は第六項の認定を受けたとき。

(国定公園における生態系維持回復事業)

第四十一条 都道府県は、国定公園内の自然の風景地の保護のため生態系の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、国定公園における生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行うことができる。

2 国及び都道府県以外の地方公共団体は、環境省令で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について国定公園における生態系維持回復事業計画に適合する旨の都道府県知事の確認を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。

3 国及び地方公共団体以外の者は、環境省令で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が国定公園における生態系維持回復事業計画に適合する旨の都道府県知事の認定を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。

4 第三十九条第四項及び第五項の規定は第二項の確認及び前項の認定について、同条第六項から第九項までの規定は第二項の確認を受けた者について、同条第六項から第九項まで及び前条の規定は前項の認定を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「環境大臣」とあるのは「都道府県知事」と、前条第一号中「国立公園」とあるのは「国定公園」と読み替えるものとする。

(報告徴収)

第四十二条 環境大臣は第三十九条第三項の認定を受けた者に対し、都道府県知事は前条第三項の認定を受けた者に対し、その生態系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

第六節 風景地保護協定

(風景地保護協定の締結等)

第四十三条 環境大臣若しくは地方公共団体又は第四十九条第一項の規定により指定された公園管理団体で第五十条第一号に掲げる業務のうち風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、国立公園又は国定公園内の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、当該公園の区域(海域を除く。)内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者(以下「土地の所有者等」と総称する。)と次に掲げる事項を定めた協定(以下「風景地保護協定」という。)を締結して、当該土地の区域内の自然の風景地の管理を行うことができる。

一 五 (略)

2 5 (略)

第四十四条 (略)

(風景地保護協定の認可)

第四十五条 環境大臣又は都道府県知事は、第四十三条第五項の規定による風景地保護協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当

第四節 風景地保護協定

(風景地保護協定の締結等)

第三十一条 環境大臣若しくは地方公共団体又は第三十七条第一項の規定により指定された公園管理団体で第三十八条第一号に掲げる業務のうち風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、国立公園又は国定公園内の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、当該公園の区域(海面を除く。)内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者(以下「土地の所有者等」と総称する。)と次に掲げる事項を定めた協定(以下「風景地保護協定」という。)を締結して、当該土地の区域内の自然の風景地の管理を行うことができる。

一 五 (略)

2 5 (略)

第三十二条 (略)

(風景地保護協定の認可)

第三十三条 環境大臣又は都道府県知事は、第三十一条第五項の規定による風景地保護協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当

するときは、当該風景地保護協定を認可しなければならない。

一 (略)

二 風景地保護協定の内容及、第四十三条第三項各号に掲げる基準に適合するものであること。

第四十六条 (略)

(風景地保護協定の変更)

第四十七条 第四十三条第二項から第五項まで及び前三条の規定は、風景地保護協定において定めた事項の変更について準用する。

(風景地保護協定の効力)

第四十八条 第四十六条(前条において準用する場合を含む。)の規定による公告のあつた風景地保護協定は、その公告のあつた後において当該風景地保護協定区域内の土地の所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

第七節 公園管理団体

第四十九条～第五十四条 (略)

第八節 費用

第五十五条・第五十六条 (略)

(地方公共団体の負担)

第五十七条 国が国立公園事業を執行する場合において、当該国立公園事業の執行が特に地方公共団体を利するものであるときは、当該

するときは、当該風景地保護協定を認可しなければならない。

一 (略)

二 風景地保護協定の内容及、第三十一条第三項各号に掲げる基準に適合するものであること。

第三十四条 (略)

(風景地保護協定の変更)

第三十五条 第三十一条第二項から第五項まで及び前三条の規定は、風景地保護協定において定めた事項の変更について準用する。

(風景地保護協定の効力)

第三十六条 第三十四条(前条において準用する場合を含む。)の規定による公告のあつた風景地保護協定は、その公告のあつた後において当該風景地保護協定区域内の土地の所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

第五節 公園管理団体

第三十七条～第四十二条 (略)

第六節 費用

第四十三条・第四十四条 (略)

(地方公共団体の負担)

第四十五条 国が国立公園に関する公園事業を執行する場合において、当該公園事業の執行が特に地方公共団体を利するものであるときは

地方公共団体に、その受益の限度において、その執行に要する費用の一部を負担させることができる。

2 前項の規定により国立公園事業の執行に要する費用の一部を地方公共団体に負担させようとする場合においては、国は、当該地方公共団体の意見を聴かなければならない。

第五十八条～第六十一条 (略)

第九節 雑則

(実地調査)

第六十二条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 (略)

(公害等調整委員会の裁定)

第六十三条 第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項又は第三十三条第二項の規定による環境大臣又は都道府県知事の処分不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定を申請することができる。この場合には、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。

2 (略)

(損失の補償)

第六十四条 国は国立公園について、都道府県は国定公園について、

は、当該地方公共団体に、その受益の限度において、その執行に要する費用の一部を負担させることができる。

2 前項の規定により公園事業の執行に要する費用の一部を地方公共団体に負担させようとする場合においては、国は、当該地方公共団体の意見を聴かなければならない。

第四十六条～第四十九条 (略)

第七節 雑則

(実地調査)

第五十条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 (略)

(公害等調整委員会の裁定)

第五十一条 第十三条第三項、第十四条第三項、第二十四条第三項又は第二十六条第二項の規定による環境大臣又は都道府県知事の処分不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定を申請することができる。この場合には、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。

2 (略)

(損失の補償)

第五十二条 国は国立公園について、都道府県は国定公園について、

第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは第二十二条第三項の許可を得ることができないため、第三十二条の規定により許可に条件を付されたため、又は第三十三条第二項の規定による処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

2・3 (略)

4 国又は都道府県は、第六十二条第一項の規定によるそれぞれの当該職員 の行為によつて損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。この場合において、第二項及び第三項中「環境大臣」とあるのは、「第六十二条第一項に規定する実地調査に関する事務を所掌する大臣」と読み替えるものとする。

第六十五条・第六十六条 (略)

(協議)

第六十七条 環境大臣は、国立公園若しくは国定公園の指定、その区域の拡張若しくは公園計画の決定若しくは変更又は国立公園の特別地域、特別保護地区、海城公園地区若しくは利用調整地区の指定若しくはその区域の拡張をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

2 都道府県知事は、国定公園の特別地域、特別保護地区、海城公園地区又は利用調整地区の指定又はその区域の拡張をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 環境大臣以外の国の機関は、第十条第一項の規定により国立公園事業を執行しようとするときは、環境大臣に協議しなければならない。

4 国の機関は、第十六条第一項ただし書の規定により国定公園事業

第十三条第三項、第十四条第三項若しくは第二十四条第三項の許可を得ることができないため、第二十五条の規定により許可に条件を付せられたため、又は第二十六条第二項の規定による処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

2・3 (略)

4 国又は都道府県は、第五十条第一項の規定によるそれぞれの当該職員 の行為によつて損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。この場合において、第二項及び第三項中「環境大臣」とあるのは、「第五十条第一項に規定する実地調査に関する事務を所掌する大臣」と読み替えるものとする。

第五十三条・第五十四条 (略)

(協議)

第五十五条 環境大臣は、国立公園若しくは国定公園の指定、その区域の拡張若しくは公園計画の決定若しくは変更又は国立公園の特別地域、特別保護地区、利用調整地区若しくは海中公園地区の指定若しくはその区域の拡張をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

2 都道府県知事は、国定公園の特別地域、特別保護地区、利用調整地区又は海中公園地区の指定又はその区域の拡張をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 環境大臣以外の国の機関は、第九条第一項の規定により国立公園事業を執行しようとするときは、環境大臣に協議しなければならない。

4 国の機関は、第十条第一項ただし書の規定により国定公園に關す

を執行しようとするときは、都道府県知事に協議しなければならない。

(国に関する特例)

第六十八条 国の機関が行う行為については、第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項又は第二十三条第三項第七号の規定による許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、国立公園にあつては環境大臣に、国立公園にあつては都道府県知事に協議しなければならない。

2 (略)

3 国の機関は、第二十条第六項後段、第七項若しくは第八項、第二十一条第六項後段若しくは第七項、第二十二条第六項後段若しくは第七項又は第三十三条第一項の規定により届出を要する行為をしたとき、又はしようとするときは、これらの規定による届出の例により、国立公園にあつては環境大臣に、国立公園にあつては都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

4 環境大臣又は都道府県知事は、第三十三条第一項の規定による届出の例による通知があつた場合において、当該公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、当該国の機関に対し、風景の保護のために執るべき措置について協議を求めることができる。

第六十九条 (略)

(事務の区分)

第七十条 第二十条第一項、同条第二項において準用する第五条第三項、第二十一条第一項、同条第二項において準用する第五条第三項、第二十二条第一項、同条第二項において準用する第五条第三項及

る公園事業を執行しようとするときは、都道府県知事に協議しなければならない。

(国に関する特例)

第五十六条 国の機関が行う行為については、第十三条第三項、第十四条第三項、第十五条第三項第六号又は第二十四条第三項の規定による許可を受けることを要しない。この場合において当該国の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、国立公園にあつては環境大臣に、国立公園にあつては都道府県知事に協議しなければならない。

2 (略)

3 国の機関は、第十三条第六項から第八項まで、第十四条第六項若しくは第七項、第二十四条第六項若しくは第七項又は第二十六条第一項の規定により届出を要する行為をしたとき、又はしようとするときは、これらの規定による届出の例により、国立公園にあつては環境大臣に、国立公園にあつては都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

4 環境大臣又は都道府県知事は、第二十六条第一項の規定による届出の例による通知があつた場合において、当該公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、当該国の機関に対し、風景の保護のために執るべき措置について協議を求めることができる。

第五十六条の二 (略)

(事務の区分)

第五十七条 第十三条第一項、同条第二項において準用する第五条第三項、第十四条第一項、同条第二項において準用する第五条第三項、第二十四条第一項、同条第二項において準用する第五条第三項及

び第六十七条第二項（利用調整地区に係る部分を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第七十一条（略）

第三章 都道府県立自然公園

第七十二条（略）

（保護及び利用）

第七十三条 都道府県は、条例の定めるところにより、都道府県立自然公園の風致を維持するためその区域内に特別地域を、都道府県立自然公園の風致の維持とその適正な利用を図るため特別地域内に利用調整地区を指定し、かつ、特別地域内、利用調整地区内及び当該都道府県立自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域内における行為につき、それぞれ国立公園の特別地域、利用調整地区又は普通地域内における行為に関する前章第四節の規定による規制の範囲内において、条例で必要な規制を定めることができる。

2 都道府県は、条例で、都道府県立自然公園に関し認定関係事務の実施のため必要がある場合に、都道府県知事が第二十五条から第三十一条までの規定の例により指定認定機関を指定し、当該指定認定機関に認定関係事務を行わせることができる旨を定めることができる。

3 都道府県は、都道府県立自然公園の利用のための施設を集团的に整備するため、条例の定めるところにより、その区域内に集団施設地区を指定し、かつ、第三十七条の規定の例により、条例で、特別地域及び集団施設地区内における同条第一項各号に掲げる行為を禁止

び第五十五条第二項（利用調整地区に係る部分を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第五十八条（略）

第三章 都道府県立自然公園

第五十九条（略）

（保護及び利用）

第六十条 都道府県は、条例の定めるところにより、都道府県立自然公園の風致を維持するためその区域内に特別地域を、都道府県立自然公園の風致の維持とその適正な利用を図るため特別地域内に利用調整地区を指定し、かつ、特別地域内、利用調整地区内及び当該都道府県立自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域内における行為につき、それぞれ国立公園の特別地域、利用調整地区又は普通地域内における行為に関する前章第三節の規定による規制の範囲内において、条例で必要な規制を定めることができる。

2 都道府県は、条例で、都道府県立自然公園に関し認定関係事務の実施のため必要がある場合に、都道府県知事が第十七条から第二十三条までの規定の例により指定認定機関を指定し、当該指定認定機関に認定関係事務を行わせることができる旨を定めることができる。

3 都道府県は、都道府県立自然公園の利用のための施設を集团的に整備するため、条例の定めるところにより、その区域内に集団施設地区を指定し、かつ、第三十条の規定の例により、条例で、特別地域及び集団施設地区内における同条第一項各号に掲げる行為を禁止

止することができる。

(風景地保護協定)

第七十四条 都道府県は、条例で、都道府県立自然公園に関し自然の風景地の保護のため必要がある場合に、地方公共団体又は次条の規定に基づく条例の規定により指定された公園管理団体が前章第六節の規定の例により土地の所有者等と風景地保護協定を締結することができる旨を定めることができる。

(公園管理団体)

第七十五条 都道府県は、条例で、都道府県立自然公園に関し自然の風景地の保護とその適正な利用を図るため必要がある場合に、都道府県知事が前章第七節の規定の例により公園管理団体を指定することができる旨を定めることができる。

(実地調査)

第七十六条 都道府県は、条例で、都道府県立自然公園に関し実地調査のため必要がある場合に、都道府県知事が第六十二条の規定の例により当該職員をして他人の土地に立ち入らせ、又は同条第一項に規定する標識の設置その他の行為をさせることができる旨を定めることができる。

(損失の補償)

第七十七条 都道府県は、第七十三条第一項の規定に基づく条例の規定による処分又は前条の規定に基づく条例の規定による当該職員の行為によつて損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

することができる。

(風景地保護協定)

第六十一条 都道府県は、条例で、都道府県立自然公園に関し自然の風景地の保護のため必要がある場合に、地方公共団体又は次条の規定に基づく条例の規定により指定された公園管理団体が前章第四節の規定の例により土地の所有者等と風景地保護協定を締結することができる旨を定めることができる。

(公園管理団体)

第六十二条 都道府県は、条例で、都道府県立自然公園に関し自然の風景地の保護とその適正な利用を図るため必要がある場合に、都道府県知事が前章第五節の規定の例により公園管理団体を指定することができる旨を定めることができる。

(実地調査)

第六十三条 都道府県は、条例で、都道府県立自然公園に関し実地調査のため必要がある場合に、都道府県知事が第五十条の規定の例により当該職員をして他人の土地に立ち入らせ、又は同条第一項に規定する標識の設置その他の行為をさせることができる旨を定めることができる。

(損失の補償)

第六十四条 都道府県は、第六十条第一項の規定に基づく条例の規定による処分又は前条の規定に基づく条例の規定による当該職員の行為によつて損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(公害等調整委員会の裁定)

第七十八条 第七十三条第一項の規定に基づく条例の規定による都道府県知事の処分不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定を申請することができる。この場合には、第六十三条第一項後段及び第二項の規定を準用する。

(協議等)

第七十九条 (略)

2 都道府県が第七十三条第一項の規定に基づく条例で都道府県立自然公園の区域内における行為につき規制を定めた場合における国の機関が行う行為に関する特例については、第六十八条の規定の例による。

第八十条・第八十一条 (略)

第四章 罰則

第八十二条 第十五条第一項(第十六条第四項において準用する場合を含む。)、又は第三十四条第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第八十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第六項(第十六条第四項において準用する場合を含む。)(の規定に違反して、第十条第四項各号(第十六条第四項において準用する場合を含む。))に掲げる事項を変更した者(第十条第三項又は第十六条第三項の認可を受けた者に限る。)

(公害等調整委員会の裁定)

第六十五条 第六十条第一項の規定に基づく条例の規定による都道府県知事の処分不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定を申請することができる。この場合には、第五十一条第一項後段及び第二項の規定を準用する。

(協議等)

第六十六条 (略)

2 都道府県が第六十条第一項の規定に基づく条例で都道府県立自然公園の区域内における行為につき規制を定めた場合における国の機関が行う行為に関する特例については、第五十六条の規定の例による。

第六十七条・第六十八条 (略)

第四章 罰則

第六十九条 第二十七条第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

二 第十条第十項（第十六条第四項において準用する場合を含む。）の規定により認可に付された条件に違反した者

三 第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項又は第二十三条第三項の規定に違反した者

四 偽りその他不正の手段により第二十四条第一項又は第七項の認定を受けた者

五 第三十二条の規定により許可に付された条件に違反した者

第八十四条 第二十八条第一項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十五条 第十一条（第十六条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条第二項又は第五十二条の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第八十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

二 偽りその他不正の手段により第二十四条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）の立入認定証の再交付を受けた者

三 第二十七条第四項の許可を受けないで認定関係事務の全部を廃止した者

四 第三十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述を

一 第十三条第三項、第十四条第三項、第十五条第三項又は第二十条第三項の規定に違反した者

二 偽りその他不正の手段により第十六条第一項の認定を受けた者

三 第二十五条の規定により許可に付せられた条件に違反した者

第七十一条 第二十条第一項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十二条 第二十六条第二項又は第四十条の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 偽りその他不正の手段により第十六条第五項の立入認定証の再交付を受けた者

二 第十九条第四項の許可を受けないで認定関係事務の全部を廃止した者

三 第二十二条第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述を

した者

五| 第三十三条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六| 第三十三条第五項の規定に違反した者

七| 第三十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

八| 第三十五条第二項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

九| 国立公園又は国定公園の特別地域、海城公園地区又は集団施設地区内において、みだりに第三十七条第一項第一号に掲げる行為をした者

十| 国立公園又は国定公園の特別地域、海城公園地区又は集団施設地区内において、第三十七条第二項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第一項第二号に掲げる行為をした者

十一| 第六十二条第五項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者

第八十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第八十二条、第八十三条、第八十五条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第八十八条 第十条第九項、第十三条又は第十四条第二項（これらの規定を第十六条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者（第十条第三項又は第十六条第三項の認可を受けた者に限る。）は、二十万円以下の過料に処する。

した者

四| 第二十六条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五| 第二十六条第五項の規定に違反した者

六| 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七| 第二十八条第二項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

八| 国立公園又は国定公園の特別地域、海中公園地区又は集団施設地区内において、みだりに第三十条第一項第一号に掲げる行為をした者

九| 国立公園又は国定公園の特別地域、海中公園地区又は集団施設地区内において、第三十条第二項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第一項第二号に掲げる行為をした者

十| 第五十条第五項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者

第七十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第六十九条、第七十条、第七十二条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

<p>第八十九条 第二十四条第六項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定に違反して立入認定証を携帯しないで立ち入った者は、十万円以下の過料に処する。</p> <p>第九十条 第七十三条、第七十五条又は第七十六条の規定に基づく条例には、その条例に違反した者に対して、その違反行為の態様に応じ、それぞれ、第八十二条から第八十七条まで及び前条に定める処罰の程度を超えない限度において、刑又は過料を科する旨の規定を設けることができる。</p>	<p>第七十五条 第十六条第六項の規定に違反して立入認定証を携帯しないで立ち入った者は、十万円以下の過料に処する。</p> <p>第七十六条 第六十条、第六十二条又は第六十三条の規定に基づく条例には、その条例に違反した者に対して、その違反行為の態様に応じ、それぞれ、前各条に定める処罰の程度を超えない限度において、刑を科する旨の規定を設けることができる。</p>
<p>附則 1～10（略） （国の無利子貸付け等）</p> <p>11 国は、当分の間、都道府県に対し、第五十六条の規定により国がその費用について補助することができる公園事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第五十六条の規定により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。</p> <p>12・13（略）</p> <p>14 国は、附則第十一項の規定により都道府県に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である公園事業について、第五十六条の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。</p>	<p>附則 1～10（略） （国の無利子貸付け等）</p> <p>11 国は、当分の間、都道府県に対し、第四十四条の規定により国がその費用について補助することができる公園事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第四十四条の規定により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。</p> <p>12・13（略）</p> <p>14 国は、附則第十一項の規定により都道府県に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である公園事業について、第四十四条の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。</p>
<p>15（略）</p>	<p>15（略）</p>

改 正 案

現 行

<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第十一条）</p> <p>第二章 自然環境保全基本方針（第十二条・第十三条）</p> <p>第三章 原生自然環境保全地域</p> <p> 第一節 指定等（第十四条―第十六条）</p> <p> 第二節 保全（第十七条―第二十一条）</p> <p>第四章 自然環境保全地域</p> <p> 第一節 指定等（第二十二条―第二十四条）</p> <p> 第二節 保全（第二十五条―第三十条）</p> <p> 第三節 生態系維持回復事業（第三十条の二―第三十条の五）</p> <p> 第四節 雑則（第三十一条―第三十五条）</p> <p>第五章 雑則（第三十六条―第四十四条）</p> <p>第六章 都道府県自然環境保全地域及び都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関（第四十五条―第五十一条）</p> <p>第七章 補則（第五十二条）</p> <p>第八章 罰則（第五十三条―第五十八条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）その他の自然環境の保全を目的とする法律と相まつて、自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、広く国民が自</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第十一条）</p> <p>第二章 自然環境保全基本方針（第十二条・第十三条）</p> <p>第三章 原生自然環境保全地域</p> <p> 第一節 指定等（第十四条―第十六条）</p> <p> 第二節 保全（第十七条―第二十一条）</p> <p>第四章 自然環境保全地域</p> <p> 第一節 指定等（第二十二条―第二十四条）</p> <p> 第二節 保全（第二十五条―第三十条）</p> <p> 第三節 雑則（第三十一条―第三十五条）</p> <p>第五章 雑則（第三十六条―第四十四条）</p> <p>第六章 都道府県自然環境保全地域及び都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関（第四十五条―第五十一条）</p> <p>第七章 補則（第五十二条）</p> <p>第八章 罰則（第五十三条―第五十八条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）その他の自然環境の保全を目的とする法律と相まつて、自然環境を保全することが特に必要な区域等の自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、広く国民が自然環境の恵沢を享受すると</p>
--	---

然環境の恵沢を享受するとともに、将来の国民にこれを継承できるようにし、もつて現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(自然環境保全基本方針)

第十二条 (略)

2 自然環境保全基本方針には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一 (略)

二 原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の指定その他これらの地域に係る生物の多様性の確保その他の自然環境の保全に関する施策に関する基本的な事項

三 都道府県自然環境保全地域の指定の基準その他その地域に係る生物の多様性の確保その他の自然環境の保全に関する施策の基準に関する基本的な事項

四 (略)

3 6 (略)

(原生自然環境保全地域に関する保全計画の決定)

第十五条 (略)

2 環境大臣は、原生自然環境保全地域に関する保全計画を決定したときは、その概要を官報で公示し、かつ、その原生自然環境保全地域に関する保全計画を一般の閲覧に供しなければならない。

3 前二項の規定は、原生自然環境保全地域に関する保全計画の廃止及び変更について準用する。

(行為の制限)

第十七条 原生自然環境保全地域内においては、次の各号に掲げる行

もに、将来の国民にこれを継承できるようにし、もつて現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(自然環境保全基本方針)

第十二条 (略)

2 自然環境保全基本方針には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一 (略)

二 原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の指定その他これらの地域に係る自然環境の保全に関する施策に関する基本的な事項

三 都道府県自然環境保全地域の指定の基準その他その地域に係る自然環境の保全に関する施策の基準に関する基本的な事項

四 (略)

3 6 (略)

(原生自然環境保全地域に関する保全計画の決定)

第十五条 (略)

2 環境大臣は、原生自然環境保全地域に関する保全計画を決定したときは、その概要を公示しなければならない。

3 前二項の規定は、原生自然環境保全地域に関する保全計画の廃止及び変更について準用する。

(行為の制限)

第十七条 原生自然環境保全地域内においては、次の各号に掲げる行

為をしてはならない。ただし、環境大臣が学術研究その他公益上の事由により特に必要と認めて許可した場合又は非常災害のために必要な応急措置として行う場合は、この限りでない。

一～八 (略)

九 木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。

十 (略)

十一 動物を放つこと(家畜の放牧を含む)。

十二 (略)

十三 廃棄物を捨て、又は放置すること。

十四～十六 (略)

2～5 (略)

(指定)

第二十二條 環境大臣は、原生自然環境保全地域以外の区域で次の各号のいずれかに該当するものうち、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを自然環境保全地域として指定することができる。

一 (略)

二 優れた天然林が相当部分を占める森林の区域(これと一体となつて自然環境を形成している土地の区域を含む。)でその面積が政令で定める面積以上のもの

三 (略)

四 その区域内に生存する動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している海岸、湖沼、湿原又は河川の区域でその面積が政令で定める面積以上のもの

五 その海域内に生存する熱帯魚、さんご、海藻その他の動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している海域でその面積が政令

為をしてはならない。ただし、環境大臣が学術研究その他公益上の事由により特に必要と認めて許可した場合又は非常災害のために必要な応急措置として行う場合は、この限りでない。

一～八 (略)

九 (略)

十 家畜を放牧すること。

十一 (略)

十二～十四 (略)

2～5 (略)

(指定)

第二十二條 環境大臣は、原生自然環境保全地域以外の区域で次の各号のいずれかに該当するものうち、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを自然環境保全地域として指定することができる。

一 (略)

二 すぐれた天然林が相当部分を占める森林の区域(これと一体となつて自然環境を形成している土地の区域を含む。)でその面積が政令で定める面積以上のもの

三 (略)

四 その区域内に生存する動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持している海岸、湖沼、湿原又は河川の区域でその面積が政令で定める面積以上のもの

五 その海域内に生存する熱帯魚、さんご、海そうその他これらに類する動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持している海域

で定める面積以上のもの

六 (略)

2 〽 7 (略)

(自然環境保全地域に関する保全計画の決定)

第二十三条 自然環境保全地域に関する保全計画（自然環境保全地域における自然環境の保全のための規制又は事業に関する計画をいう。以下同じ。）は、環境大臣が決定する。

2 自然環境保全地域に関する保全計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一 (略)

二 当該地域における自然環境の特質に即して、特に保全を図るべき土地の区域（以下「特別地区」という。）又は特に保全を図るべき海域（以下「海域特別地区」という。）の指定に関する事項

三 (略)

四 当該地域における自然環境の保全のための事業に関する事項

3 第十五条第二項の規定は自然環境保全地域に関する保全計画の決定、廃止及び変更について、前条第三項前段の規定は自然環境保全地域に関する保全計画の廃止及び変更について、同条第四項から第六項までの規定は自然環境保全地域に関する保全計画の決定及び変更（前項第二号又は第三号に掲げる事項に係る変更に限る。）について、それぞれ準用する。

(特別地区)

第二十五条 (略)

2・3 (略)

4 特別地区内においては、次に掲げる行為は、環境大臣の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応

でその面積が政令で定める面積以上のもの

六 (略)

2 〽 7 (略)

(自然環境保全地域に関する保全計画の決定)

第二十三条 自然環境保全地域に関する保全計画（自然環境保全地域における自然環境の保全のための規制又は施設に関する計画をいう。以下同じ。）は、環境大臣が決定する。

2 自然環境保全地域に関する保全計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一 (略)

二 当該地域における自然環境の特質に即して、特に保全を図るべき土地の区域（以下「特別地区」という。）又は特に保全を図るべき海域（以下「海中特別地区」という。）の指定に関する事項

三 (略)

四 当該地域における自然環境の保全のための施設に関する事項

3 第十五条第二項の規定は自然環境保全地域に関する保全計画の決定、廃止及び変更について、前条第三項前段の規定は自然環境保全地域に関する保全計画の廃止及び変更について、同条第四項から第六項までの規定は自然環境保全地域に関する保全計画の決定及び変更（前項第二号又は第三号に掲げる事項に係る変更に限る。）について、それぞれ準用する。

(特別地区)

第二十五条 (略)

2・3 (略)

4 特別地区内においては、次に掲げる行為は、環境大臣の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応

急措置として行う行為、第一号若しくは第六号に掲げる行為で森林法第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第二十五条の第二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区（第二十八条第一項において「保安林等の区域」という。）内において同法第三十四条第二項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係るもの、第二号に掲げる行為で前項の規定により環境大臣が指定する方法により当該限度内において行うもの又は第三号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものについては、この限りでない。

一・二（略）

三 環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷すること。

四 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

五 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

六・七（略）

八 前各号に掲げるもののほか、特別地区における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの

5
5
7（略）

8 第四項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に当該行為に着手している者は、その規制されることとなつた日から起算して六月間は、同項の規定にかかわらず、

急措置として行う行為、第一号若しくは第三号に掲げる行為で森林法第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第二十五条の第二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区（第二十八条第一項において「保安林等の区域」という。）内において同法第三十四条第二項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係るもの又は第二号に掲げる行為で前項の規定により環境大臣が指定する方法により当該限度内において行うものについては、この限りでない。

一・二（略）

三・四（略）

5
5
7（略）

8 特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際当該特別地区内において第四項第一号若しくは第二号に掲げる行為に着手し、又は同項第三号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際同号

引き続き当該行為をすることができる。

9 (略)

10 次の各号に掲げる行為については、第四項及び第七項の規定は、適用しない。

一 自然環境保全地域に関する保全事業の執行として行う行為

二 認定生態系維持回復事業等(第三十条の三第一項の規定により行われる生態系維持回復事業及び同条第二項の確認又は同条第三項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。以下同じ。)として行う行為

三 法令に基づいて国又は地方公共団体が行う行為のうち、自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので環境省令で定めるもの

四 (略)

(野生動植物保護地区)

第二十六条 (略)

2 (略)

3 何人も、野生動植物保護地区内においては、当該野生動植物保護地区に係る野生動植物(動物の卵を含む。)を捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷してはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一 三 (略)

四 認定生態系維持回復事業等を行うためにする場合

五 七 (略)

4 第十七条第二項の規定は、前項第七号の許可について準用する。

に規定する区域内において同号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して六月間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。

9 (略)

10 次の各号に掲げる行為については、第四項及び第七項の規定は、適用しない。

一 自然環境保全地域に関する保全事業の執行として行なう行為

二 法令に基づいて国又は地方公共団体が行なう行為のうち、自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので環境省令で定めるもの

三 (略)

(野生動植物保護地区)

第二十六条 (略)

2 (略)

3 何人も、野生動植物保護地区内においては、当該野生動植物保護地区に係る野生動植物(動物の卵を含む。)を捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷してはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一 三 (略)

四 六 (略)

4 第十七条第二項の規定は、前項第六号の許可について準用する。

(海域特別地区)

第二十七条 環境大臣は、自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて、その区域内に、海域特別地区を指定することができる。

2 第十四条第四項及び第五項の規定は、海域特別地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

3 海域特別地区内においては、次の各号に掲げる行為は、環境大臣の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第一号から第三号まで、第六号及び第七号に掲げる行為で漁具の設置その他漁業を行うために必要とされるものについては、この限りでない。

一〜四 (略)

五 環境大臣が指定する区域内において、熱帯魚、さんご、海藻その他の動植物で、当該区域ごとに環境大臣が農林水産大臣の同意を得て指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷すること。

六 (略)

七 環境大臣が指定する区域内において当該区域ごとに指定する期間内に動力船を使用すること。

八 前各号に掲げるもののほか、海域特別地区における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの

4・5 (略)

6 海域特別地区内において非常災害のために必要な応急措置として第三項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、環境大臣にその旨を届け出なければならない。

7 第三項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に当該行為に着手している者は、その規制されることとなつた日から起算して六月間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。

(海中特別地区)

第二十七条 環境大臣は、自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて、その区域内に、海中特別地区を指定することができる。

2 第十四条第四項及び第五項の規定は、海中特別地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

3 海中特別地区内においては、次の各号に掲げる行為は、環境大臣の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第一号から第三号まで及び第六号に掲げる行為で漁具の設置その他漁業を行うために必要とされるものについては、この限りでない。

一〜四 (略)

五 熱帯魚、さんご、海そうその他これらに類する動植物で、海中特別地区ごとに環境大臣が農林水産大臣の同意を得て指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷すること。

六 (略)

4・5 (略)

6 海中特別地区内において非常災害のために必要な応急措置として第三項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、環境大臣にその旨を届け出なければならない。

7 海中特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際当該海中特別地区内において第三項各号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して六月間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。

8 (略)

9 次の各号に掲げる行為については、第三項及び第六項の規定は、適用しない。

一 自然環境保全地域に関する保全事業の執行として行う行為

二 認定生態系維持回復事業等として行う行為

三 法令に基づいて国又は地方公共団体が行う行為のうち、自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので環境省令で定めるもの

四 (略)

(普通地区)

第二十八条 自然環境保全地域の区域のうち特別地区及び海域特別地区に含まれない区域（以下「普通地区」という。）内において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、環境大臣に対し、環境省令で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を届け出なければならない。ただし、第一号から第三号までに掲げる行為で森林法第三十四条第二項本文の規定に該当するものを保安林等の区域内においてしようとする者及び第一号から第三号までに掲げる行為で海域内において漁具の設置その他漁業を行うために必要とされるものをしようとする者は、この限りでない。

一～五 (略)

2～5 (略)

6 次の各号に掲げる行為については、第一項から第三項までの規定は、適用しない。

一 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

二 自然環境保全地域に関する保全事業の執行として行う行為

三 認定生態系維持回復事業等として行う行為

8 (略)

9 次の各号に掲げる行為については、第三項及び第六項の規定は、適用しない。

一 自然環境保全地域に関する保全事業の執行として行なう行為

二 法令に基づいて国又は地方公共団体が行なう行為のうち、自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので環境省令で定めるもの

三 (略)

(普通地区)

第二十八条 自然環境保全地域の区域のうち特別地区及び海中特別地区に含まれない区域（以下「普通地区」という。）内において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、環境大臣に対し、環境省令で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を届け出なければならない。ただし、第一号から第三号までに掲げる行為で森林法第三十四条第二項本文の規定に該当するものを保安林等の区域内においてしようとする者及び第一号から第三号までに掲げる行為で海面内において漁具の設置その他漁業を行なうために必要とされるものをしようとする者は、この限りでない。

一～五 (略)

2～5 (略)

6 次の各号に掲げる行為については、第一項から第三項までの規定は、適用しない。

一 非常災害のために必要な応急措置として行なう行為

二 自然環境保全地域に関する保全事業の執行として行なう行為

四 法令に基づいて国又は地方公共団体が行う行為のうち、自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので環境省令で定めるもの

五・六 (略)

(報告及び検査等)

第二十九条 環境大臣は、自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要な限度において、第二十五条第四項、第二十六条第三項、第七号若しくは第二十七条第三項の許可を受けた者若しくは前条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、自然環境保全地域の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第二十五条第四項各号、第二十六条第三項本文、第二十七条第三項各号若しくは前条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。

2・3 (略)

(準用)

第三十条 第十八条の規定は自然環境保全地域の区域内における行為に対する命令について、第二十一条の規定は当該区域内において国の機関又は地方公共団体が行う行為について、それぞれ準用する。この場合において、第十八条第一項中「前条第一項の規定に違反し、又は同条第二項の規定により許可に附せられた条件」とあるのは「第二十五条第四項、第二十六条第三項若しくは第二十七条第三項の規定に違反し、若しくは第二十五条第五項、第二十六条第四項若しくは第二十七条第四項において準用する第十七条第二項の規定により許可に附せられた条件に違反した者、第二十八条第一項の規定

三 法令に基づいて国又は地方公共団体が行なう行為のうち、自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので環境省令で定めるもの

四・五 (略)

(報告及び検査等)

第二十九条 環境大臣は、自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要な限度において、第二十五条第四項、第二十六条第三項、第六号若しくは第二十七条第三項の許可を受けた者若しくは前条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、自然環境保全地域の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第二十五条第四項各号、第二十六条第三項本文、第二十七条第三項各号若しくは前条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。

2・3 (略)

(準用)

第三十条 第十八条の規定は自然環境保全地域の区域内における行為に対する命令について、第二十一条の規定は当該区域内において国の機関又は地方公共団体が行なう行為について、それぞれ準用する。この場合において、第十八条第一項中「前条第一項の規定に違反し、又は同条第二項の規定により許可に附せられた条件」とあるのは「第二十五条第四項、第二十六条第三項若しくは第二十七条第三項の規定に違反し、若しくは第二十五条第五項、第二十六条第四項若しくは第二十七条第四項において準用する第十七条第二項の規定により許可に附せられた条件に違反した者、第二十八条第一項の規

による届出をせず、同項各号に掲げる行為をした者又は同条第二項の規定による処分」と、第二十一条第一項中「第十七条第一項ただし書又は第十九条第三項第五号」とあるのは「第二十五条第四項、第二十六条第三項第七号又は第二十七条第三項」と、同条第二項中「第十七条第三項」とあるのは「第二十五条第七項、第二十七条第六項又は第二十八条第一項」と、「したとき」とあるのは「したとき、又はしようとするとき」と、「同項」とあるのは「これら」と読み替えるものとする。

第三節 生態系維持回復事業

(生態系維持回復事業計画)

第三十条の二 環境大臣及び生態系維持回復事業（自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて行う事業であつて、当該地域における生態系の維持又は回復を図るものをいう。以下同じ。）を行おうとする国の機関の長（以下この条において「環境大臣等」という。）は、生態系維持回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、自然環境保全地域に関する保全計画に基づき、中央環境審議会の意見を聴いて、生態系維持回復事業に関する計画（以下「生態系維持回復事業計画」という。）を定めるものとする。

2 生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 生態系維持回復事業の目標
- 二 生態系維持回復事業を行う区域
- 三 生態系維持回復事業の内容
- 四 前三号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

3 環境大臣等は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概

定による届出をせず、同項各号に掲げる行為をした者又は同条第二項の規定による処分」と、第二十一条第一項中「第十七条第一項ただし書又は第十九条第三項第五号」とあるのは「第二十五条第四項、第二十六条第三項第六号又は第二十七条第三項」と、同条第二項中「第十七条第三項」とあるのは「第二十五条第七項、第二十七条第六項又は第二十八条第一項」と、「したとき」とあるのは「したとき、又はしようとするとき」と、「同項」とあるのは「これら」と読み替えるものとする。

要を公示しなければならない。

- 4| 環境大臣等は、生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更しようとするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 5| 第三項の規定は、生態系維持回復事業計画の廃止及び変更について準用する。

(生態系維持回復事業の実施)

- 第三十条の三 国は、自然環境保全地域における自然環境の保全のため生態系の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行うものとする。

- 2| 地方公共団体は、環境省令で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について生態系維持回復事業計画に適合する旨の環境大臣の確認を受けて、生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。

- 3| 国及び地方公共団体以外の者は、環境省令で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合する旨の環境大臣の認定を受けて、生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。

- 4| 第二項の確認又は前項の認定を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 生態系維持回復事業を行う区域

三 生態系維持回復事業の内容

四 前三号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項

- 5 前項の申請書には、生態系維持回復事業を行う区域を示す図面その他の環境省令で定める書類を添付しなければならない。
 - 6 第二項の確認又は第三項の確認を受けた者は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、地方公共団体にあつては環境大臣の確認を、国及び地方公共団体以外の者にあつては環境大臣の認定を受けなければならない。ただし、環境省令で定める軽微な変更については、この限りでない。
 - 7 前項の確認又は同項の認定を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。
 - 8 第五項の規定は、前項の申請書について準用する。
 - 9 第二項の確認又は第三項の確認を受けた者は、第六項ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。
- (認定の取消し)
- 第三十条の四 環境大臣は、前条第三項の確認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の確認を取り消すことができる。
- 一 生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行つていないと認めるとき。
 - 二 その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うことができなくなつたと認めるとき。
 - 三 前条第六項又は第九項の規定に違反したとき。
 - 四 次条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - 五 偽りその他の不正の手段により前条第三項又は第六項の確認を受けたとき。

(報告徴収)

第三十条の五 環境大臣は、第三十条の第三項の認定を受けた者に対し、その生態系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

第四節 雑則

(損失の補償)

第三十三条 国は、第二十五条第四項、第二十六条第三項第七号若しくは第二十七条第三項の許可を得ることができないため、第二十五条第五項、第二十六条第四項若しくは第二十七条第四項において準用する第十七条第二項の規定により許可に条件を付されたため、又は第二十八条第二項の規定による処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

2 5 (略)

(協議)

第四十三条 環境大臣は、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、立入制限地区、特別地区、野生動植物保護地区若しくは海城特別地区の指定若しくはその区域の拡張をしようとするとき、原生自然環境保全地域に関する保全計画若しくは自然環境保全地域に関する保全計画の決定若しくは変更をしようとするとき、又は第二十五条第六項若しくは第二十七条第五項の環境省令を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

2 (略)

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三節 雑則

(損失の補償)

第三十三条 国は、第二十五条第四項、第二十六条第三項第六号若しくは第二十七条第三項の許可を得ることができないため、第二十五条第五項、第二十六条第四項若しくは第二十七条第四項において準用する第十七条第二項の規定により許可に条件を附せられたため、又は第二十八条第二項の規定による処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

2 5 (略)

(協議)

第四十三条 環境大臣は、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、立入制限地区、特別地区、野生動植物保護地区若しくは海中特別地区の指定若しくはその区域の拡張をしようとするとき、原生自然環境保全地域に関する保全計画若しくは自然環境保全地域に関する保全計画の決定若しくは変更をしようとするとき、又は第二十五条第六項若しくは第二十七条第五項の環境省令を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

2 (略)

第五十三条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

<p>一・二 (略)</p> <p>第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第十七条第二項(第二十五条第五項、第二十六条第四項及び第二十七条第四項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付された条件に違反した者</p> <p>二 (略)</p> <p>第五十五条 第二十八条第二項の規定による処分に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一〇五 (略)</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>第五十四条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第十七条第二項(第二十五条第五項、第二十六条第四項及び第二十七条第四項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付せられた条件に違反した者</p> <p>二 (略)</p> <p>第五十五条 第二十八条第二項の規定による処分に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第五十六条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一〇五 (略)</p>
--	---

改 正 案		現 行	
別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）			
法律	法律	法律	法律
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
自然公園法（昭和三十三年法律第六十一号）	自然公園法（昭和三十三年法律第六十一号）	自然公園法（昭和三十三年法律第六十一号）	自然公園法（昭和三十三年法律第六十一号）
第二十条第一項、同条第二項において準用する第五项第三項、第二十一条第一項、同条第二項において準用する第五项第三項、第二十二项第一項、同条第二項において準用する第五项第三項及び第六十七项第二項（利用調整地区に係る部分を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務	第十三条第一項、同条第二項において準用する第五项第三項、第十四条第一項、同条第二項において準用する第五项第三項、第二十四项第一項、同条第二項において準用する第五项第三項及び第五十五项第二項（利用調整地区に係る部分を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務	第十三条第一項、同条第二項において準用する第五项第三項、第十四条第一項、同条第二項において準用する第五项第三項、第二十四项第一項、同条第二項において準用する第五项第三項及び第五十五项第二項（利用調整地区に係る部分を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務	第十三条第一項、同条第二項において準用する第五项第三項、第十四条第一項、同条第二項において準用する第五项第三項、第二十四项第一項、同条第二項において準用する第五项第三項及び第五十五项第二項（利用調整地区に係る部分を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務

◎鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（目的）</p> <p>第一条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二（略）</p> <p>イホ（略）</p> <p>へ 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第六十三條第一項又は第七十八條</p> <p>トヨ（略）</p> <p>第四十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の規定により国立公園又は国定公園の風景を保護するために定められた事項は、自然公園法の規定の適用については、同法第三十二条の規定により許可に付された条件とみなす。</p> <p>4～11（略）</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二（略）</p> <p>イホ（略）</p> <p>へ 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第五十一条第一項又は第六十五条</p> <p>トヨ（略）</p> <p>第四十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の規定により国立公園又は国定公園の風景を保護するために定められた事項は、自然公園法の規定の適用については、同法第二十五条の規定により許可に付せられた条件とみなす。</p> <p>4～11（略）</p>

改正案	現行
<p>（自然公園法の特例）</p> <p>第百十五條の十五 第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七條の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為であつて自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）<u>第二十條第三項、第二十一條第三項、第二十二條第三項又は第三十三條第一項の規定により許可又は届出を要するものをしようとする場合における同法第二十三條第三項ただし書又は第六十八條の規定の適用については、同法第二十三條第三項第一号中「第六十八條第一項後段の規定による協議」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百十五條の十五第一項の規定により読み替えられた第六十八條第一項後段の規定による通知」と、同法第六十八條第一項中「協議しなければ」とあるのは「その旨を通知しなければ」と、同条第三項中「これらの規定による届出の例により」とあるのは「あらかじめ」とする。</u></p> <p>2 前項の規定により読み替えられた自然公園法第六十八條第一項又は第三項の通知を受けた環境大臣又は都道府県知事は、自然公園の保護上必要があると認めるときは、当該通知をした部隊等の長に対し意見を述べることができる。</p> <p>3 第一項に規定する自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為が自然公園法第七十三條第一項の規定に基づく条例の規定により許可又は届出を要することとされる場合における当該条例の規定の適用については、前二項の規定の例による。</p>	<p>（自然公園法の特例）</p> <p>第百十五條の十五 第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七條の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為であつて自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）<u>第十三條第三項、第十四條第三項、第二十四條第三項又は第二十六條第一項の規定により許可又は届出を要するものをしようとする場合における同法第十五條第三項ただし書又は第五十六條の規定の適用については、同法第十五條第三項第一号中「第五十六條第一項後段の規定による協議」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百十五條の十五第一項の規定により読み替えられた第五十六條第一項後段の規定による通知」と、同法第五十六條第一項中「協議しなければ」とあるのは「その旨を通知しなければ」と、同条第三項中「これらの規定による届出の例により」とあるのは「あらかじめ」とする。</u></p> <p>2 前項の規定により読み替えられた自然公園法第五十六條第一項又は第三項の通知を受けた環境大臣又は都道府県知事は、自然公園の保護上必要があると認めるときは、当該通知をした部隊等の長に対し意見を述べることができる。</p> <p>3 第一項に規定する自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為が自然公園法第六十條第一項の規定に基づく条例の規定により許可又は届出を要することとされる場合における当該条例の規定の適用については、前二項の規定の例による。</p>

改 正 案	現 行
<p>別表第一（第六条関係）</p> <p>一（略）</p> <p>イ 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）<u>第二十条第一項（特別地域）</u>の規定により指定された特別地域（同法第七十<u>三条第一項（保護及び利用）</u>の規定に基づく条例の規定により指定された特別地域で同法第二十条第一項の特別地域と同等の規制を受けるものとして財務省令で定めるものを含む。）</p> <p>ロ・ハ（略）</p> <p>二〇二十四（略）</p>	<p>別表第一（第六条関係）</p> <p>一（略）</p> <p>イ 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）<u>第十三条第一項（特別地域）</u>の規定により指定された特別地域（同法第六十<u>三条第一項（保護及び利用）</u>の規定に基づく条例の規定により指定された特別地域で同法第十三条第一項の特別地域と同等の規制を受けるものとして財務省令で定めるものを含む。）</p> <p>ロ・ハ（略）</p> <p>二〇二十四（略）</p>

改正案	現行
<p>（景観計画） 第八条（略） 2（略） 一～四（略） 五（略） イ（略） ロ 当該景観計画区域内の道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）による河川、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）による都市公園、海岸保全区域等（海岸法（昭和三十一年法律第百一号））第二条第三項に規定する海岸保全区域等という。以下同じ。 （に係る海岸、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）による港湾、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）による漁港、自然公園法による公園事業（国又は同法第十条第二項に規定する公共団体が執行するものに限る。）に係る施設その他政令で定める公共施設（以下「特定公共施設」と総称する。）であつて、良好な景観の形成に重要なもの（以下「景観重要公共施設」という。）の整備に関する事項 ハ・ニ（略） ホ 自然公園法第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二條第三項の許可（政令で定める行為に係るものに限る。）の基準であつて、良好な景観の形成に必要なもの（当該景観計画区域に国立公園又は国定公園の区域が含まれる場合に限る。）</p>	<p>（景観計画） 第八条（略） 2（略） 一～四（略） 五（略） イ（略） ロ 当該景観計画区域内の道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）による河川、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）による都市公園、海岸保全区域等（海岸法（昭和三十一年法律第百一号））第二条第三項に規定する海岸保全区域等という。以下同じ。 （に係る海岸、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）による港湾、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）による漁港、自然公園法による公園事業（国又は同法第九条第二項に規定する公共団体が執行するものに限る。）に係る施設その他政令で定める公共施設（以下「特定公共施設」と総称する。）であつて、良好な景観の形成に重要なもの（以下「景観重要公共施設」という。）の整備に関する事項 ハ・ニ（略） ホ 自然公園法第十三条第三項、第十四条第三項又は第二十四条第三項の許可（政令で定める行為に係るものに限る。）の基準であつて、良好な景観の形成に必要なもの（当該景観計画区域に国立公園又は国定公園の区域が含まれる場合に限る。）</p>

3
10
(略)

第六十条 第八条第二項第五号ホに掲げる事項が定められた景観計画に係る景観計画区域内における自然公園法第二十条第四項、第二十条第四項及び第二十二條第四項の規定の適用については、これらの規定中「環境省令で定める基準」とあるのは、「環境省令で定める基準及び景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第五号ホの許可の基準」とする。

3
10
(略)

第六十条 第八条第二項第五号ホに掲げる事項が定められた景観計画に係る景観計画区域内における自然公園法第十三条第四項、第十四条第四項及び第二十四條第四項の規定の適用については、これらの規定中「環境省令で定める基準」とあるのは、「環境省令で定める基準及び景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第五号ホの許可の基準」とする。

◎行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十一年法律第 号）（抄）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（自然公園法の一部改正） 第三百十四条 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第六十三条第一項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六百六十号）による不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項中「行政不服審査法第十八条」を「行政不服審査法（平成二十年法律第号）第二十一条」に、「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。</p>	<p>（自然公園法の一部改正） 第三百十四条 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第五十一条第一項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六百六十号）による不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項中「行政不服審査法第十八条」を「行政不服審査法（平成二十年法律第号）第二十一条」に、「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。</p>